

一般社団法人 CIW 検査業協会 理事・監事の職務分掌規定

制定：平成 21 年 11 月 12 日
改正：平成 25 年 2 月 7 日

定款（抜粋）

（理事の職務権限）

第 31 条 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

2 会長は、本会を統轄し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。

（監事の職務権限）

第 32 条 監事は、理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

1 規定

1. 1 目的

この規定は、一般社団法人 CIW 検査業協会（以下、本会という。）の定款第 31 条及び第 32 条に定める理事及び監事の職務権限を定め、協会の活動が定款に則り適切に運営されることを目的として定める。

1. 2 理事の職務

理事の職務は、会長、副会長、専務理事、会務担当理事及び定款第 47 条に基づいて設置される委員会の統括理事とする。なお、会務とは総務、企画広報、契約適正化推進、技術、倫理、会計の 6 種とするが、2 つ以上の会務を統合して運営することができる。また、会務及び委員会が複数の理事によって運営される場合は、理事会において主理事を 1 名選出し主理事又は委員長とする。

1. 3 会長の職務

理事の互選により選出された会長は、すべての会務の最高権限者及び最高責任者であり、総会の議長及び理事会の議長を務めるとともに、副会長及び各会務の長を指名する。

1. 4 副会長の職務

副会長は、会長が 3 地区ごとに、それぞれの地区の理事の中から 1 名を指名する。副会長は、会長を補佐し、会務の円滑化を推進すると共に、所属地区理事代表（地区会長）を兼務する。また、会長が健康上の理由などでその任に当たることができない場合は、その職務を連帯して代行する責任と権限を有する。

1. 5 専務理事の職務

専務理事は専任として会長及び副会長を補佐し、会務を円滑に執行するとともに事務全般を統括する。

1. 6 会務担当理事の職務

会務担当理事の職務を以下に示す。なお、会務担当理事は、年度初めに事業計画書及び予算書、年度末に事業報告書及び決算書を作成し、理事会の承認を得るものとする。

(1) 総務理事

本会会員に対して有用な情報を適切に提供し、諸活動を通じて会勢拡大を図るため、各会務・委員会の活動推進の支援を行い、事務局と共同して会務全般にわたる問題解決の任に当たる。また、本会職員の人事労務管理、定款・規則・諸規定・附則・制度などの検討・立案を行う。

(2) 企画広報理事

本会において定められた各会務及び委員会の所掌領域外の、非定型的問題・課題などについて適宜検討・対応・推進する任に当たる。また、本会の認知度をより向上させるためのPR資料の作成、関係報道機関などへの広告の掲載の立案・検討、関連諸団体への啓蒙活動の推進を行い、会勢拡大を推進する任にあたる。また、会員に対する適切な情報提供も行う。

(3) 契約適正化推進理事

本会会員における営業担当者間のコミュニケーションの醸成を図り、企業競争ルールなどの整備・普及を通して、会員の事業が一定の規則の下に適正かつ安定的に継続できる環境作りを行う任に当たる。また、本会の認知度を向上させるため、関係官公庁、諸団体への啓蒙活動を行う。

(4) 技術理事

本会会員及び関連諸団体などに対し、新規技術・手法の導入・啓蒙・普及活動、諸法令・技術基準などの情報提供・啓蒙活動及び既存技術の向上に関する各種事業の企画・立案・推進活動を行い、検査技術の向上を推進する任に当たる。

(5) 倫理理事

別に定める倫理要綱に基づき、会員企業間において本会の社会的地位を損なう技術的・営業的行為の発生防止に努め、また不正が認められた会員に対し、是正を求めるなど業界倫理の維持向上に努め、業界規律と地位向上に資するための任に当たる。

(6) 会計理事

本会予算の立案、実績・経過の把握を行い、財務状況に応じて事務局、理事会、委員会に対し会計的見地から指導又は助言する任に当たる。

1. 7 委員会担当理事の職務

定款第 47 条に基づいて設置された委員会の委員長は、理事会において選出する。委員長は、委員会の目的、組織、委員の構成、活動方針などを立案し、委員会の目的達成の任に当たる。なお、委員長は、年度初めに事業計画及び予算書、年度末に事業報告書及び決算書をそれぞれ作成し理事会に提出しての承認を得るものとする。

1. 8 監事の職務

監事は定款第 32 条及び第 19 条第 3 項第 3 号に定める職務を行う。

2 規定の改廃

この規定の改廃は、理事会の議決を要するものとする。ただし、遅滞なく通常総会に報告するものとする。

この規定は、平成 25 年 2 月 7 日に開催の平成 24 年度第 5 回理事会において承認されたものである。